

会 議 記 録

会議名称	平成 21 年度第 4 回 杉並区外部評価委員会
日 時	平成 22 年 2 月 5 日 (金) 午後 3 時 58 分 ~ 午後 6 時 08 分
場 所	中棟 4 階 第 1 委員会室
出席者	委員 奥、田淵、中村、山本、吉川 区側 政策経営部長、行政管理担当部長、総務課長、交通対策課長、 住宅課長、子育て支援課長、教育改革推進課長、 社会教育スポーツ課長、みどり公園課長、児童青少年課長、 行政改革担当副参事
配布資料	資料 1 各委員による外部評価表 (案) 資料 2 個別外部監査テーマ推薦候補一覧
会議次第	1 開会 2 議事 (1)平成 21 年度行政評価に対する外部評価について (2)個別外部監査テーマ候補の推薦について (3)今後のスケジュール等について 3 閉会

会長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成21年度第4回目の杉並区外部評価委員会を開きたいと思えます。

本日は、我々の本来業務であります行政評価に対する外部評価、財団等の経営評価に対する外部評価、それと、個別外部監査テーマ候補を推薦申し上げることが主要な議題であります。配付資料等の説明を事務局の方からお願いいたします。

行政改革担当副参事 それでは、私の方から配付資料等のご説明をさせていただきます。

まず、本日の資料でございますけれども、本体資料としては資料1、資料2の2種類になってございます。

まず、資料1の方でございます。事前にメールにて送信をさせていただいておりますけれども、各委員における外部評価表（案）という資料でございます。これにつきましては、各委員の所管の方針に対する外部評価と、それに対する所管の対処方針をまとめたものでございます。分野ごとに、政策、施策、そして区民アンケートの順にまとめてございます。

案としてございますのは、本日この場で一定のご議論をいただきまして、各ご担当の委員の方に書いていただいた評価につきまして、この委員会全体としての評価として、この内容で良いかどうかという事の確認と、併せて、区の方の対処方針につきましても、委員会の委員の皆様の評価に対してきちんとかみ合っている内容になっているか、また、区民の皆さんにとってもわかりやすい内容になっているかどうかということについてご指摘をいただき、固めるという趣旨で案をつけてございます。

なお、本日それぞれのご担当いただいた分野から、全員ではないんですけれども、所管の課長にも同席をしておりますので、対処方針に対するご意見などがあれば、直接、必要に応じてご答弁をさせていただきます。

ちなみに、委員にご担当いただいております「安全・安心分野」につきましては、施策の6と7の関係で交通対策課長に、施策8の関係で住宅課長に同席しております。それから、委員にご担当いただいた「みどり・環境分野」につきましては、政策3の関係でみどり公園課長に同席しております。それから、委員のご担当の「健康・福祉分野」につきましては、政策6の関係で子育て支援課長、施策28の関係で児童青少年課長に同席しております。それから、委員のご担当「自律・教育分野」につきましては、施策59の教育改革推進課長、施策60の社会教育スポーツ課長に同席をしよう予定になっております。それから、会長ご担当の分野につきましては、主に企画、行政改革担当の方の所管となっておりますので、私ども事務局の方で対応させていただきたい

と存じます。

資料の確認に戻りますが、その本体の資料1の関連資料といたしまして、お手元に参考資料の1と2を付けてございます。これは各委員、どの分野での経営評価の団体を担当していただいたかということの確認の意味で、再度配らせていただいているものでございます。

この資料1と参考資料の1と2、これが本日お手元の次第の議事1の関連資料となります。

それから、もう一つ、資料2として、個別外部監査テーマの推薦候補という資料をお配りしてございます。事前にメールにて送信させていただいてございますけれども、これは個別外部監査テーマの候補について、各委員から推薦をいただいたテーマを一覧としてまとめたものでございます。参考資料として、お手元に、3、4、5というものをホチキスどめで三つ一緒に付けてございます。過去の推薦テーマ、それから、昨年度、各委員から推薦いただいたテーマの一覧、昨年度この委員会として区長に推薦したときの文書を参考資料として付けているものでございます。これが議事2の関連の資料となります。

最後に、議事3の関連資料、今後のスケジュールの関連資料といたしまして、参考資料6と7を付けてございます。参考資料6が外部評価委員会の今後の進め方(案)、7が外部評価の総括意見の記入表となっております。この総括意見の記入表につきましては、本日の議論を踏まえて2月26日までに提出いただきたいということでお配りしているものでございます。本日、この会議が終わりましたら、様式をメールで送信させていただきたいと存じます。

それから、特に番号は振ってございませんけれども、22年度の区政経営計画書をお配りしてございます。

それから、最後に、1点お詫びがございまして、実は、今回の外部評価のご担当をお決めいただく際に、私どもの手違いがございまして、20年度に外部評価をやったところを間違っ認識しておりまして、結果的に、今回、会長にご担当いただいた第4分野「産業経済・区民生活分野」の政策9番「環境と共生する産業の育成のために」は、前年度も外部評価を行った分野でございました。また同じく、今回 委員にご担当いただいた自律・教育分野の「地域に開かれ、支えられた教育のために」についても、前年、外部評価委員会として評価をしたところございまして、2年同じところをやる形になってしまいました。大変申しわけございませんでした。これにつきましては、来年度以降の対象の政策の選定に当たって調整をさせていただきたいと存じますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

私からは以上でございます。

会長 はい。ありがとうございました。

それでは、今日は、資料と先ほど事務局から話がありましたように、今回新しい試みだ
ろうと思うんですが、我々の外部評価の結果に対して、所管課の方から、対処方針につい
てもう少し詳しく説明をされて、場合によっては外部評価委員と若干のディスカッション
をした方がお互いにいいのではないかという趣旨ですから、時間を効率的に使用したいと
思います。

それでは、最初に安全・安心分野で、委員の方から、まず簡単にポイントをご説明
いただければと思います。

委員 政策1「良好な住環境と都市機能が調和したまちをつくるために」を担当させて
いただきました。

政策内容への評価ですけれども、今後、外環道やその他、大規模な都市計画が予定され
ているようですので、その利害得失が甚大なものとなります。そのようなことを広く区民
に知らせることが大切かと思えます。また、区営住宅等の高齢者住宅の入居希望は非常に
高倍率ですけれども、現在の経済不況や今後の高齢化に伴い、一層この入居倍率は高くな
ってくると考えます。高齢者等の住宅確保は個人の力では困難ですので、民間アパートの
あっせん等、区が力を入れる面をはっきりとされていかれたらいかがでしょうかというこ
とを申し上げたいと思います。

政策を構成する施策についての意見については、各施策で申し上げます。

このように説明してよろしいでしょうか。

会長 いいですよ。

委員 施策2「適正な土地利用と住環境の整備」。先ほども申し上げましたように、都
市計画、放射第5号線や南部の土地区画整理事業・外環道路計画・鉄道立体工事・大規模
団地の建て替え等の計画が目白押しになっております。広く区民に意見を聴取して、計画
に反映させることを望みます。また、計画策定に際しては非常に広く周知することが肝要
と考えますので、区報等を有効に利用されたいかがでしょうか。

評価表の記入方法については、ご覧いただければわかりだと思えます。

施策を構成する事務事業についての意見で、先年度11月に高円寺の居酒屋火災がござい
まして、建築確認は営業許可に伴う際に行われているんですけれども、実質的に基準法を
満たさなくなるような使用法上の違反等が今回問題となりました。区としてはどのような

対応をされていくのか。例えば、保健所等の検査がそれに該当するのかどうかと、そういうことをお尋ねしたかったもので、書きました。

次に、施策3「住民参加のまちづくり」。これについては、まちづくり協議会のテーマ型というものが定められたようですけれども、地域に根差したこのようなものについては非常に有効と考えます。大規模な市街地整備型のまちづくりについては、果たしてこのような協議会が有効に機能するのかどうか、検討をお願いしたいと思います。

次に、施策4「都市機能の充実」。駅前広場や駅南北自由通路の整備、バリアフリー化は安全・利便性・商店街振興に資する事業と考えておりますけれども、この間拝見した高円寺などを見ますと、やはり目的がなかなか明確になっていないと、そういう点もありましたので、今後の計画に活かしていただきたいと思います。

次に、施策5「道路交通体系の整備」。これについては、駅の南北バス路線で、新しく「かえで路線」が開通いたしまして、既存路線と共に乗車人数は前年より増加しており、これは大変区民の利便性を図るために結構な事業だったのではないのでしょうか。また、拡幅工事については、非常に長年の期間を要する工事だと思えます。災害時等の危険を優先して、重点的な実施ができれば、事業のためにもなるのではないかと思います。

次に、施策6、「交通安全の推進」。こちらは区内の交通事故数は減少しているんですけれども、自転車に関連した交通事故については増加しています。また、都内の平均値に比べても、非常に杉並区が悪いということで、今後、第一に改善を求める事業ではないかと思います。

次に、施策7「自転車問題の解決」。放置自転車対策は、防止指導・撤去等がなされて、平成12年度から比べると、平成20年度では9,189台から1,884台と非常に大幅に減少して、大きな成果が上げられています。それと、この交通事故対策とか自転車マナー、これは先ほどの施策6と、どちらで担当されるのかよくわからないので今後検討が望まれます。「今後の施策の方向」ですが、私が「効率化」としておりまして、区の方が「拡充」としております。私も自転車整備のことで思いますのは、やはり自転車駐車場の利用率からして非常に低調なものもありますので、思い切って値段を安くして、マンションにするとか、例えば、利便性は落ちますけれども、ラックを入れて2段にして、その分、また利用料を下げるとか、荻窪の北の若杉小学校は、用途変更で、学校が保育か高齢者用のものになっていくというふうなことをお聞きしたことがあるんですけれども、そういう敷地をうまく利用するとか。自転車人口というのは、今後、高齢化に基づいて減っていくと思うんで

すね。だから、非常にその場所の取捨選択をうまくなさったらいいのではないかという点と、あんさんぶる荻窪の地下などは割と暗いですので、そういったところについては、今、LEDとかELとかありますから、そういう広告を出して、逆に、広告収入を得る。明るさも得られて収入も入ると、そういったいろんなことをなさって、なるべく利用料金を下げていていただきたいというのが私の希望です。

次、施策8「住宅施策の推進」。区営住宅・高齢者住宅の入居希望倍率は非常に高く、一層の高齢化や経済不況に伴い、高齢者等の住宅施策の重要度は増します。高齢者への民間アパートあっせん制度のここ3年の成約率が52%～64%と、住宅確保は困難な状況です。高齢者等応急一時居室入居率も約7割となっており、活用が望まれます。

次がアンケート「自転車問題の解決」です。これについては先ほど申し上げましたとおりなんですけれども、区民の方も「十分成果をあげている」という評価をしている方と「一定の成果をあげている」という方が合計で86%と、区民の非常に高い評価がうかがわれております。今後の方向性についても「これまでどおり」と「さらに事業を充実すべき」という方が約8割となっております。ただ、経費については、「ちょうどよい」が27%、「なんとも言えない」が38%、「使いすぎ」が約30%となっており、区民は成果の増加を望んでいるけれども、コストについては効率的な執行を望んでいると考えます。

以上です。

会長 はい。ありがとうございました。

それでは、せっかく原課の方においでいただいておりますので、6、7、8について、それぞれ補足説明をされたいと聞いておりますので、順次、交通対策課長からよろしく願いいたします。

交通対策課長 まず、自転車事故に関してでございますけれども、委員ご指摘のとおり、杉並区におきまして、全事故件数に占める自転車事故の割合は高いということで、我々も認識しているところでございます。今後、自転車事故の改善ということで、広く町会とか学校のPTA、また、放置防止協力員ですとか体育協会の加盟団体等々、そういう団体組織を利用して、自転車のルール・マナーの周知徹底を、より一層図っていきたいというふうに考えているところでございます。

また、自転車駐車場に関してでございますけれども、委員がご指摘のとおり、効率化ということで、従来の2段ラックですと非常に女性には使いにくいという声が出ておりますけれども、今現在、新しい非常に使いやすいラックが出ているという現状もございますので、

早速、上井草の北の自転車駐車で採用いたしまして、収容台数を増やすということで、来月上旬にオープンする予定であります。今後も効率よく収容できるよう建設整備をしていきたいと考えます。

若杉小に関してでございますけども、私どもも具体的に検討先の一つと考えておりましたが、若干、駅から遠いということがございます。まだまだ、駅近くの駐車場の改善ができる状況もございますので、そちらの方を考えていきたいと思っております。

あと、LED等を採用また広告収入ということでございます。こちらの方は、今後、民営化を進めるという中でぜひ検討していきたい課題でございます。既に、東高円寺の自転車駐車場1カ所を民営化して試行的に実験を行っております。こちら委員ご指摘のとおり、広告を採用いたしまして、利用収入の一部としております。今後とも民営化を進める中での事業化提案での検証を踏まえて、より効率的な運用、また、自転車事故にしましては、より実効性のある周知PRを図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

会長 委員、このことに対して、特に、何かご意見はよろしいですか。

委員 はい。結構です。

会長 はい。ということであれば、よろしいですかね。

それでは、住宅課長。

住宅課長 はい。「高齢者等応急一時居室の入居率というのが7割、その活用が望まれます」ということでございますが、これは応急一時居室でございますので、原則6カ月を期限ということで定めておりますので、入居と退去するということが頻繁に行われます。平均して7割なんですけど、21年4月から、有効活用を考えて、これまで高齢者、災害被害者、犯罪被害者を対象にしておりましたが、それに加えて、ひとり親、障害者、DV被害者を対象にして実施しております。現在、こちらのひとり親世帯の入居というのが非常に需要が多くなってきております。

それと、外部評価が「サービス増」に対して、私どもの所管の方が「効率化」というように、評価が食い違っております。この点、どういうことをコスト削減したかということでございますが、平成20年、窓口業務に職員2人を嘱託員3名に変えました。窓口業務については、嘱託員の方で専属的に担わせて、職員の方は住宅施策の改善だとか管理運営方針の策定だとか企画・計画部門を担うなど、効率化を図っております。

以上でございます。

会長 これは、委員のおっしゃっている「サービス増」というのは、区営住宅、高齢者住宅を増やせという意味合いで、「サービス増」とおっしゃっているんですか。

委員 いえ。数をそれほど増やすということはないんです。まず、削るというのは、セーフティーネットですから、考えられないと。今後、都営住宅からシルバーピアへ1,000戸移管を受けると書いてありましたので、それだったら、純粋に1,000戸増えるのならば、経費は増えるのが当然ではないかと考えましたので、「拡充」ではなく、「サービス増」で頑張ってくださいということでございます。

会長 はい。わかりました。そうすると、それほど大きなギャップはないと考えていいんですね。

住宅課長 都営住宅の移管1,000戸というのは、前の実施計画でございまして、現在の実施計画においては857戸と修正してございます。良質な都営住宅を受け入れるというふうに区の方で方針を決めましたので、何でも受け入れるということではございません。今、1,000が857という目標で実施しております。

会長 よろしいですか。

委員 はい。

会長 ただ、これを見た人がそれを理解できるか、何か食い違っているように見えますよね。だから、誤解が生じないように、後で事務局と検討させていただければと思います。ありがとうございました。

(交通対策課長及び住宅課長退室)

会長 それでは、みどり・環境分野の委員ですか、よろしくお願いたします。

委員 はい。政策3「うるおいのある美しいまちをつくるために」というところですけども、まず、政策内容への評価というところで、この政策目標を拝見しますと、みどりの保全・創出と共に、「環境負荷軽減」といったことも掲げられているんですけども、具体的な施策を拝見しますと、環境負荷の軽減に係るものが全くないということで、政策目標と個別施策との整合性が一部確保されていないというところを指摘させていただいております。

それから、これはこれ以降の施策についても同様なんですけれども、二次評価の記述がこれまでの取組状況を確認しているにとどまっています、これまでの取組状況を踏まえて、どこが足りないのか、今後の課題が何なのかといったところの言及がないということがございました。

それから、「政策を構成する施策についての意見」ですが、特に、2008年、生物多様性基本法が制定され、今年も名古屋で生物多様性基本条約の締約国会議が開かれるといったこともございまして、生物多様性に対する認識も非常に高まっていますし、当然、それへの取り組みが重要だということがございますので、水辺とみどりの保全・創出というのは、重要なんですけれども、それと相まって、生物多様性の確保といった視点をより一層明確に打ち出していただきたいというのがここでの指摘でございます。

具体的な施策に参りますが、施策12「水辺とみどりの保全・創出」というところで、みどりの基本計画に39のプランが掲げられているということで、それらの総合的な推進を図っていくということが書いてあるんですが、実際にどういうふうに39のプランがそれぞれの有機的なつながりを持って展開されているのかといった言及がなされておらず、施策全体の進捗状況が文章からは読み取れないということがございました。生物多様性の視点をもう少し前面に打ち出してほしいというのは先ほど申し上げたとおりです。

次の施策13「公園づくり」に参りますが、ここでのメインの事業と申しますか取り組み内容というのが、必要な用地取得を国や都の補助金をもって行っていくということでして、それでは不安定かつ限界があるので、何らかの区独自の仕組みづくりも、今後もう少し長期的な視点で検討していく必要があるのではないかとといったことを指摘させていただいております。

施策14に参ります。「まちの景観づくり」ですけれども、ここではみどりの保全・創出それから公園づくり、あとは建築とか都市計画分野における施策との密接な関連性がある景観というものが創出されるわけです。多様な都市計画的な手法等や、景観法に基づくさまざまな手法がございまして、それらをより総合的に、うまく活用していくといったような施策間のつながりを、もう少しきちんと念頭に置いて整理した記述があればよかったですかなというふうに思っております。

施策15に参ります。「生活環境の整備」ですけれども、個別の事務事業評価票を拝見しますと、二つの事業があるんですけれども、いずれも「現状維持」という所管課の自己評価結果になっているんですが、それらを取りまとめたここでの評価を拝見しますと、「サービス増」というふうに評価が変わっておりまして、それがなぜなのかというお尋ねになります。私は「現状維持」でいいのではないかとということです。

最後にアンケートですけれども、こちらは内容については特にないんですが、区民による評価で、「施策内容への評価」というタイトルになっておりますが、中身は、施策の内

容に対しての評価というよりは、施策の目標・成果・経費をどう評価するのかというものであって、施策内容そのものの評価になっていないんですね。このシートのつくり方、例えば、項目の表記の仕方を変える必要があるのか、所管課というよりは事務局に検討をお願いする必要があることなのかもしれませんけれども、タイトルと内容が一致していないというところでございます。あとは、「資源回収に係る施策をさらに充実していく」という記述があるんですけども、もう少し、具体的な対処方針の記述が欲しいということです。

以上です。

会長 はい。ありがとうございました。

みどり公園課のご担当の方で、補足説明等はございますか。

みどり公園課長 みどり公園課長でございます。

「うるおいのある美しいまちをつくるため」の政策目標の中で、委員ご指摘の「環境負荷軽減」は、実際には「環境に負荷を与えない、持続的な成長が可能なまちをつくるために」という別の政策に含まれている施策ですので、この記述については記載を生活環境の整備に修正した方が望ましいと思います。申し訳ございません。

また、全般に言える二次評価の抽象的な記述については、今後、より具体的な記述を心がけ、成果に着目した記述となるように努めてまいりたいと思います。

生物多様性の話については、現在、私共でみどりの基本計画の改定を進めている中で、委員ご指摘のような生物多様性の会議があるなど、時代の変化に対応した形でみどり39プランについても一度見直す作業を進めておりますので、その中で考えていきたいと思っております。

施策12の39プランの総合的な判断につきましては、農地の保全であるとか、景観づくりであるとか、当該施策以外の内容も多くある中で、みどりの実態調査を5年に一遍やっております。その中で、前回調査に比べて緑被率が現在0.93ポイント増加しているということでございます。評価がいろいろあるんですが、そういったものを総合的な成果として、区としては捉えてございます。

二次評価の記述は先ほどと同じで、生物多様性については、従前もビオトープの整備であるとか、今回、善福寺川「水鳥の棲む水辺」創出事業など、実際に関連した事業に取り組んできておりますので、今後、改定作業の中で、生物多様性の向上の取り組みについては、より重視した計画に反映してまいりたいと思います。

公園の用地取得費の長期的な不安定というのは確かに事実なんですけど、用地取得についてはどうしても多大な経費がかかります。現行の制度の中では、国の補助金であるとか都の補助金を活用していかないと、なかなかまとまった用地の確保は難しいというのが現状でございます。確かに委員ご指摘の点は長期的に見ていけば大きな課題ではあると思います。

二次評価については具体的に、成果についても着目して書いてまいりたいと思います。以上でございます。

会長 委員、よろしいですか。

委員 はい。

会長 個人的に気になったのは、環境負荷軽減から政策目標を変えるということは、区としてはご自由だといえご自由なんですけど、簡単に変えていいのかということ。基本的なところですよ。それは多分、議会とか、もうちょっと上の方でお決めになったこと。外部評価委員が言ったからと、それは変えていただくのは非常に結構なことではあるとは思いますが、長期にわたって政策目標として掲げたものですから、そう軽々しいものかなという印象です。それと、委員がおっしゃっていた、例の事務事業レベルで、何で「現状維持」が「増」になったかという説明としてはまだ不十分。29ページを読む限りにおいては、多分、区民の方はわからないと思うんですけど、そこら辺はどうなんでしょうか。

委員はこれでご納得ですか。

委員 多分、所管が違うんですよ。

みどり公園課長 そうですね。

委員 施策の14、15は、所管が違うんですね。

会長 ああ。じゃあ、申しわけない。ただ、どう考えても、このままではわからないですよ。

委員 ええ。わからないですね。政策目標をここで変えてしまっていいのかというのはおっしゃるとおりだと思いますけど、別の政策の中に「環境負荷を与えない持続的な成長が可能なまちをつくるために」というのがあって、そっちに含まれているからこっちで省いちゃってもいいだろうと、そういう整理なんですね。重複していたということなんですね。

みどり公園課長 そうですね。生活環境に含まれる部分を、みどりの方が担うような形で政策目標全体を構築しているのですが、環境負荷軽減という大きな書き方でなく、「生

活環境の改善」と書けばよかったのかもしれない。

会長 区のお考えですからいいとは思いますが、ただ、議会筋とか、そういう問題が少しあるのかなということで、これは個人的な意見ですから。

では、よろしいですか。

委員 はい。先ほどの「現状維持」はどうしましょう。

会長 これはこのままだと、理由がよくわかりませんので、事務局を通じて、原課にもう一度誤解が解けるような説明ができるのであれば修正する、ということにしたいと思いますが、ほかの委員の方もそれでよろしいですか。

(了承)

会長 はい。それでは、みどり公園課長さんは、ありがとうございました。

(みどり公園課長退室)

会長 それでは、次は自律・教育分野の5番ですね。委員の方から、よろしく願いたいと思います。

委員 はい。政策14で、「地域に開かれ、支えられた教育のために」ということで、まず、政策内容への評価というところで、「政策のゴールが見えない」というふうに、書かせていただきました。それはなぜかと申しますと、政策目標のところ、「地域ぐるみで教育立区」の実現に向け、……学校を核とした地域コミュニティの再生を目指します」とあるんですが、本当に目指しているのが地域ぐるみの教育立区なのか、地域コミュニティの再生なのか、学校を核としたということで、学校があって、その先に地域コミュニティの再生を目指しているのか。要するに、教育の方に重点を置いているのか、地域の活性化に重点を置いているのかがわからないんですね。私はこの中では「地域ぐるみの教育立区」ということで、地域ぐるみで教育力をアップしていくために、学校を開放して地域力を生かしていくということなんだろうと思うんですが、ここで施策の中でもそうなんですけれども、地域への学校開放のところもその先のところもなんです、地域の活性化のために学校を開放しているというふうな形に見えてしまうんですね。その辺のところのすみ分けはやはりきちんとされた方がいいのではないかと。「そうではない」ということなんだろうと思うんですが、これを見る限りでは、どっちなんだろうかと。むしろ地域コミュニティの再生の方に見えてしまうというところで、もう一度そのあたりを整理し直してはいかがでしょうかというのが、最初の「政策のゴールが見えない」というところの意図でございます。

2年間で33校は現行のコストでできるのではないかというふうに思いましたので、成果としては、それによってプラスになり、コストは「現状維持」であれば、「サービス増」で対応できないでしょうかということでコメントさせていただきました。

「豊かな学校教育づくり」という、アンケートの方ですけれども、67.9%の区民の方が「成果をあげている」というふうに回答していらっしゃるということは非常に評価に値すると思います。ただ、中身を見ると、「不十分」とする区民が増加していて、「目標の妥当性」は「適正」が減っていて、あとは「低すぎる」という回答が増加していたりという形になりますので、施策の方向性を支持する一方で、「サービス増」への期待というものがここに込められているのではないかと思いますので、お答えをいただければと思います。

あと、コスト面なんですけど、これにかかるコストとして、区のすべての事業では減少だったかと思うんですね。ただ、この事業では、前年比3割増しということで、それだけの予算がこれにつぎ込まれているというか、投入されているということが、どこか情報として、アンケートするときにあると、区民の皆さんの受けとめ方も違うのではないかとということでコメントをさせていただいております。

以上です。

会長 はい。担当の教育改革推進課と社会教育スポーツ課の方から補足説明等ございますか。

教育改革推進課長 教育改革推進課長でございます。

まず、冒頭にお話のありました、施策に関する政策のゴールという点でございますが、こちらは教育委員会でございますので、地域との協働を進める中で、教育に重点を置いていること。ただ、重点を置きながらも、学校を核として、地域の方、ボランティアの方にご協力いただいて、新たな仕組みづくりの中で、地域の活性化もあわせて図っていききたいというところでございます。

教育委員会では、地域との協働を進める中で、「いいまちはいい学校を育てる 学校づくりはまちづくり」という言葉をフレーズに、学校支援本部または地域運営学校の拡充に取り組んでいるところでございます。

次に、政策、施策、事業が一つずつで、体系の再構築をする必要があるように見えるということですが、59の「学校運営への参画」につきましては、これはあくまでも地域の方の人材発掘そして育成ということを目的にしております。そうしたものを活用しながら、施策61のそれぞれの仕組みづくりに生かしていくという内容となっておりますので、性

質が違いますので、施策として二つというふうに考えてございます。ただ、昨年また今年もご指摘をいただいておりますので、現行の施策、事業のあり方を見直す中で、施策体系等についても検討していきたいというふうに考えてございます。

それから、今後の施策の方向として、「サービス増」というところですが、コストを変えずにできるのではないかとご指摘がございましたが、各学校における地域のボランティアの方を中心とした学校支援本部と、また、そうした中でご活躍いただいております外部指導員や放課後子ども教室に係るボランティアの方々の、最低限の必要経費を見積もってございます。これは当然こうした方々のご協力をいただければいただくほど、一定程度のコストは、増になるのはやむを得ないというふうに考えているところでございます。

会長 以上ですか。

教育改革推進課長 はい。以上でございます。

会長 はい。社会教育スポーツ課から。

社会教育スポーツ課長 社会教育スポーツ課でございます。よろしくお願いします。

ご指摘の点は重々承知してございますが、学校開放そのものが、学校教育の中の社会教育という前提の上で成り立っているものですから、目的は何かといいますと、いいまちがいい学校をつくっていくこと。その前提で、まず、コミュニティの活性化といいますか、人づくりというような形で我々考えている部分は当然でございます。それは学校が核となっているものですから、そこを軸に展開していこうという意味で、教育委員会の中で、「いいまちはいい学校をつくる 学校づくりはまちづくり」という、その連携の中で事業を展開してきているところでございます。

施策の中に、委託事業のみというふうなお話ございましたけれども、実は、この中に隠れておるのは、子供の遊び場開放もございまして、そういった中で、自主事業として運営しているところの社会教育団体、学校開放団体が地域の中で何をやっていくのかと、例えばここに書いてございますけども、駅伝のサポートですとか、バレーボールを地域でやってみたりとか、横の連携を強めてきている状況にありますので、その部分をとらえて、施策評価では、施策について貢献をしてきているようになったこと。今までは地域の視点がちょっと欠けていたものですから、そこを少しくローズアップさせている形で、貢献度は大きくなってきたという言い方をしております。

この整合性の問題というのは難しいんですけども、先の話とすれば、遊び場開放です

とか、あるいは、居場所づくり、これは課も違いますし、組織自体が大きく異なってくる部分もあります。区によっては、遊び場開放と居場所づくりを一緒にやっているようなところもあるし、学童クラブも一緒にやっているところがあります。その辺の整合性というのは、これからしっかりつくっていかなくちゃいけない時代になっているとは思いますが、一朝一夕にそれができるかという、部をまたがるような話にもなりますので、非常に、難しいところにあるかなと思っております。学校を使って遊び場開放をやる、学童クラブもやる、居場所づくりもやる。これは子供にとっては同じことですから、非常にわかりやすいことではあるんですけども、この組織間の連携の中で私どもは進めていきたいという意味で、連携を強めていくというような書き方をさせていただいたところでございます。

以上です。

会長 委員、何か。

委員 今ご説明いただいたんですが、まだ、頭の中が、ちょっとクリアにはならないですね。

会長 いや、もともとから、社会教育というのは、教育関係者からいうと、ボーダーレスというか、何かそういう領域みたいですね。

それはそうとして、ちょうど担当課がおられますからお聞きしたいんですけど、今、学校評価というのも何か制度化されていますよね。一番気になっているんですけど、学校評価と、多分、何か審議会か評価機関を設けておられるはずですよね。設けておられないですか。

教育改革推進課長 学校評価につきましては3種類ございまして、まず、学校自身が行う学校評価、それから、保護者等が行っている学校関係者評価、もう一つ、専門家の方に委託しております第三者診断というものがございます。その中で、学校関係者評価については、学校関係者評価委員会というのを、今は設置しておりませんが、設置していく予定となっております。

会長 専門家の評価というのはまだですか。

教育改革推進課長 専門家の評価は、所管ではないんですが、十数校行っております。何分コストがかかるもので、毎年はやらずに、66校の中で順番にやっていくというスタイルをとっております。

会長 そうすると、それは組織単位にされるので、施策とかそういう単位ではされないというふうに認識してよろしいんでしょうかね。そういうことですみ分けはできると考え

ていいんでしょうか。そこら辺が、我々の権限がどこまで、そちらでされることと整合性がとれるかどうかということが気になっているんですが。

教育改革推進課長 はい。そのとおりでございます。政策自体として評価するのではなく、施策の中で、肯定率などといったところで、学校評価は生かされております。

会長 そうですか。ありがとうございました。

まだ、委員としては納得できないところもあるようですが。

社会教育スポーツ課長 すみません。もう一つ、よろしいですか。「サービス増」のところ、もう一言だけ申し上げたいんですが。

事務事業評価の中での、大きな事業が二つありまして、要するに、学校のスポーツ文化の進展というか場の提供と、それから、子供たちの遊びと憩いの場、これは土日を中心にやっておりますけども、この指導員がかなり高齢化してきておりまして、この指導員の質のアップというのを含めて、改めて子供の遊びと憩いの場というのをグレードアップさせて行く時に来ているのじゃないかというふうに思っております、そういう意味での「サービス増」という、質のアップという意味で、「サービス増」というのを書かせていただいたところでございます。当然、ご指摘の「効率化」という意味はよくわかるんですけども、まず自分たちの課でできるものは何かという意味では、「サービス増」という形をとらせていただきました。

他の部や課との関連で言うと、少し時間がかかるか、あるいは、社会教育と学校教育の狭間を埋めるもの、地域教育という考え方も出ておりまして、その辺の考え方も整理するのを、教育委員会の中で、もう少しお時間をいただきたいと思っております。

委員 一つ、コメント、よろしいでしょうか。

会長 どうぞ。

委員 いろいろな施策、事業を考えていかれるときに、それぞれの事業の本当の目的というものが区民の皆さんにきちんとわかるようにお示しいただきたい。遊び場開放だってお子さん達のためですよね。居場所づくりもそうだし、学童クラブもそうですよね。であれば同じじゃないかと、であれば一緒にやればいいじゃないかと、そうなるんじゃないかと思うんですね。そうすれば、もっと効率的にできるんじゃないかと。

こちらの施策を拝見していくと、もしかしたら学校の有効活用をしようとしているのかなというふうにも見えてしまうんですね。その辺のところは、やはり何のためにやってい

るのかといったところを、もう少しわかりやすく、きちんとした形で整理して出されると良いのではないかと思います。

以上です。

会長 はい。そうですね。時間が余れば、その議論もできたらと思います。両課長さんについてはありがとうございました。

(教育改革推進課長及び社会教育スポーツ課長退室)

会長 それでは、3の健康・福祉分野、委員の方からよろしくお願いします。

委員 私は34ページからですが、42ページにありますアンケートから感じたところを最初に申し述べさせていただきます。

このアンケートは保育ということで経年的にやっているようですけども、少しずつ前年に比べて数字が変わっています。成果について「十分だ」という評価が減って、「不十分」という評価が増えるというところが一つの特色で、もう一つは、費用面で言った時に、「足りない」というのが増える一方で、「使いすぎ」が増えています。このように区民が非常に悩んでいるような雰囲気がこの数字の中に出ていると思うんですね。

それから、アンケートの中で、自分の子供が保育園を利用したことがあるかというのをわざわざ毎年聞いていますけれども、実際には「利用したことがある」あるいは「現在利用している」というのは本当に一、二割しかいないということです。多分このアンケートを受けて答えている方は、印象としては、自分の子供は預けていないけれども、とりあえず保育が充実することは良さそうだなという気持ちと、もう一方では、お金はもうこれ以上かけなくてもいいんじゃないのと、そういう雰囲気が出ていると思うんですね。

保育問題というのはいろんな要素が絡んでいます。端的にいえば、昔はいわば救貧的な目的から始まったわけです。今でも児童福祉法は残っているから、そう思っている方はおられるわけですが、現在は、実態的には救貧的な目的から教育的な目的が強くなったり、あるいは、もっと長期的な意味で、子供の少子化を何とか防いで子供を増やさなくてはいけないのではないかという考えが保育需要を後押ししているという側面があります。加えて、待機児童が増えたため、数字の上で待機が多いのはまずいから、とにかく待機しているのは減らせという側面があります。これについては短期の話としては多分コンセンサスがあります。景気が悪いから働きに出たという要素は一面あるかもしれませんが、もっともっと長期的には、女性が働きに出たい、それから、子供を育てたいということが背景にはあります。子供を預けてはいないけど、8割ぐらいの区民が、みんなで子育てを応援し

ようという気持ちが一面と、他方では、人の家の子供にそんなにみんなのお金を使うのはもうこの位にしてよという、非常に二律、三律、背反した気持ちが、このアンケートに現れているというのが僕の印象でして、そういうところから、やっぱりこれからの保育に対する評価は、できるだけ区民に問題提起をしながら、本当にみんなで子供を育てるという気持ちが皆さんはあるんですか、これだけお金がかかるんですけどあるんですかということとを常に評価をしていく必要があるというのが、全体的な印象なんですね。つまりお金をかけてもみんなで子育てするのかどうかということ、区民に対して常に問題提起しなくちゃならないのではということです。

それから、日本全体で見たときに、若いご夫婦が結婚して東京に住みたくなるということの誘因の中には、保育の充実と、医療費の無料化というのは結構大きいんですよ。例えば地方の市役所で、東京へ行くと医療費が中学校で無料だということ、みんなびっくり仰天するわけです。そんなことあり得ないわけです。ところが、こちらは当たり前になっているわけですね。保育の充実度にしてもそうでして、やっぱり全然違う。今でも東京にいろんな意味で人が集まるのは、経済的な合理性といえは合理性なんだけども、実は行政もそれを応援していると言ったら変ですが、実態で言えばそうなっているということ、区民の皆さんはあまりご認識されていないでしょう。が、そのくらいに保育やら医療費のインパクトというのは大きいということ、区民の皆さんにも少し認識してもらった方がいいのではないかという問題提起もあるんですね。これが全体的な印象です。

その上で、個別のところを申しますと、ここにざっと書いてあるんですが、24から25の施策全体については、子育ての中には安全網という観点からやるべきものと、子供を成長させるというような二つの目的が絡んでいることを、問題提起する時にはできるだけ分けるような説明ないし指標のとり方があるんじゃないかということ。

もう一つ、今は特に現金給付が子育て関係では結構出てきていますけど、現金給付よりは現物給付の方が効果があるんじゃないかというのが一般的に言われていて、その辺は、区役所が一番現場におられるわけですから、果たしてどちらが効果があるのかということ、施策評価の中で見られるような観点が必要じゃないかという感じがしています。

全体の施策に対しては、目標と手段をできるだけうまくリンクさせるような評価体系とかコメントの仕方を工夫したらどうかというのが私の印象です。大きな感じで言っているので個別には考えていただきたいんですが。例えば今のような待機児童の話ですと、非常に困っているんだから、もう、とにかく頑張りなさいよという話になるのは構わないだけ

れども、その中にかなり長期的な背景があるので、それを見失わないような、そういう評価をしていただきたいというのが全体の話です。保育は短期の問題と長期の問題と一緒に絡んでいるので、できるだけ分離するような考え方で評価をしていただきたいというのが保育についての考えです。皆さん、もう、救貧の要素はないとは思っているんですが、待機児童の話が来ますと、やっぱり救貧じゃないかというふうに思う方が非常に増えて、アンケートにもそういう面で困っているのなら、すぐ助けてやりなさいよという意見が出るんですが、長い目で見たら、必ずしもそういうことじゃないだろうというのが私の印象ですね。

それから、施策26は、子育て支援で、お金を出している事業だったでしょうかね。

行政管理担当部長 応援券ですか。

委員 応援券はお金が出る事業ですよ。

行政管理担当部長 現金ではないです。

行政改革担当副参事 バウチャーです。

委員 バウチャー。

行政改革担当副参事 用途を限定した地域通貨みたいな形です。

委員 これは現物給付だから比較的效果がありそうだと感じたんですが。ただ、果たしてそれが本当に子育てに使われているのかわからないじゃないかという印象だったので、それを「効率化」というふうに書きました。

その次の施策27は、人を配置して相談とかする、そういうサービスですけども、これはできるだけ民間というか、地域社会の人にやってもらった方がいいんじゃないかと、そういう観点で、現状維持程度というふうに評価いたしました。

施策28は、民間と一緒にやるべきだということで評価いたしました。センターとか学童クラブはできるだけ民間の人にやってもらうべきだというふうに書きました。

それから、今のところでは学童保育も受益者負担をとっているところのデータが出ておりましたけども、受益者負担の割合が10%というのは非常に低過ぎるというふうに思いました。保育園の負担率とほぼ同じだというのは、私にはちょっと理解できませんでした。学童保育の場合には、もう子供も大きいわけですし、先ほど申しましたセーフティーネットの要素は、小さいお子さんのときに比べればだんだん薄らいできているはずですね、そういう意味では、受益者負担が10%というのは、私としては、ちょっと実態からして低過ぎるというふうな印象を持ちました。それがこの辺の評価の全体的な私の考えです。

以上です。

会長 はい。かなり根本に関わるようになったので、なかなかつらいところがあると思いますが、子育て支援課と児童青少年課の方から、補足なり、場合によっては反論があるのかもしれませんが、よろしく願いいたします。

子育て支援課長 子育て支援課長と申します。

まず、政策6の全体的なところでございますけれども、きめ細かく施策の体系ごとに評価していくことが施策の改善をしていく上で必要なことと考えてございますので、従来の全体的な評価ということだけではなくて、さらに細分化したレベルでの施策体系ごとの評価というの、今後検討していきたいというふうに考えております。

ご指摘いただいているように、現金給付や現物給付という、そういった機能に着目して、それぞれで評価を行うことは、それぞれの現金給付なり現物給付という事業というものは、厳密に言えば、目標としているものが違うといったことがございますので、そういった評価を行って比較を行うということができるとか。あるいは、それぞれの事業の中で、例えば、現金給付の施策について、どのように効果を測定して評価をしていったらいいか、技術的な問題もあろうかと思っておりますので、実務的に、私どもで対応できるかといった問題があろうかと思っておりますけれども、さらにきめ細かな評価というものは考えてまいりたいというふうに考えております。

それから、私の担当している範囲で、施策の26、子育て応援券についてご指摘がございまして、果たして本当に子供のために、子育て支援という形で有効に使われているのかどうかということで、その中の理由の一つで、マッサージなどに使われているのはどうかといったご指摘だったのではないかと思いますけれども、マッサージにつきましては、いろいろな批判的なご意見も多い中で、今後廃止していくという方向で考えているところでございます。

私からは以上です。

会長 はい。

児童青少年課の方からは。

児童青少年課長 児童青少年課長です。

民間と一緒に学童クラブもより一層進めていけばということで、まず1点ございましたが、これは現在も進めているところでございまして、現在5学童クラブを民間に委託しておりまして、今後も計画的に、多くの学童クラブにつきましては、できる限り民間にゆだ

ねていこうという方針でやってございます。

それと受益者負担の面ですけども、学童もやっぱり学童保育というとらえ方をしています。近年、小学生の親御さんにつきましても、非常に安全・安心の意識が高い、社会の危険性についての認識が増えていまして、むしろ10年前よりも最近の方が、非常に学童に入りたいという、登録率と申しますが、倍ぐらいふえていまして、セーフティーネットという観点で、むしろ増えているというのが現状でございます。虐待の認識とか障害児についても対応していますので、かなり昔と違った形で需要が増えているというところがこちらの認識でございます。

会長 はい。

委員、それに対して何かコメントはありますか。

委員 子供の環境が違ってきているということではありますが、セーフティーネットを用意することによって、お母さん方は喜んでどんどん預けているという面もあるので、私は今は判断できないんですが。お母さん方の、あるいは地域社会の方が子供を見守るという別の手段がないと、特に学童保育のような事業は世の中の趨勢としてサービスすればどんどん預ける人が増えてくる。特に都会はそうでしょうね。それでいいのかどうかというのが私の疑問だったわけですが。お答えはそれで理解できますが、そこはもう、わからないところです。

会長 はい。需要を誘発するということだと思いますが。 委員の問題提起が42ページに書かれているんですが、これは 委員の個人的見解としてはこのとおりだし、こういう意見もあるというのはそのとおりですけど、この文面が外部評価委員会として残るといことは、かなりデリケートな問題があると私は思うんですよね。ですから、この趣旨は生かす感じで、少し手を入れさせていただいていいですか。

委員 いいですよ。

会長 というのは、要するに、区としては子育て支援なんていうのは、もう少し考え直したらどうかというふうにも受けとられるおそれがありますね。

委員 そうですか。

会長 その様に僕は判断しましたが。要するに、今後、区民全体で保育事業を支える、区民が支えなきゃいけないことはそのとおりなので、それ自身を再検討せよという、ちょっと区民の理解を得られないので、そういうふうになるように、区として全面的にバックアップしていくとか、区民参加なり協働の概念で支えていく。その中で、行政経費も減

らしていき、応分の分担はする、という趣旨でお書きになっていると思うんですけど、このままだと表現がきついですね。

委員 そうですかね。

会長 そういうように読む人もいそうですね。

委員 いえ、私は、区民がお金を使っても、区の子供たちなんだというふうな理解になってくれればそれでいいんです。

会長 そういうことですね。ただ、そういうふうには読まない人もいそうだから。これだと、逆に、やめておけと。

委員 それならそれだけ直していただいて構いませんから。

会長 よろしいですか。

委員 趣旨は、要するに僕はそういうことです。

会長 趣旨はわかりましたので。ちょっと微妙な、ここは非常にデリケートなところなので、趣旨はそうですし、需要を誘発する側面があることはそのとおりだし。ただ、対処方針はそっけなさ過ぎますよね。保育に欠ける児童云々だけでまた言うというのも、大人げない。

委員 それはもう、50年前から言われている。

会長 そうそうそう。そこら辺は、両者、もう少し調整が必要ですね。

委員 そうですね。「再検討」という表現はきついですね。「再認識」という感じなんですよ。

会長 そうそうそう。そういう認識のもとに区民もいてくれというのはそのとおりなんですけども、そこら辺、調整させていただきます。

委員 そうですね。それはそうですね。

会長 はい。そういうことで、両課長さん、どうもありがとうございました。

(子育て支援課長及び児童青少年課長退室)

会長 結構、時間が来ていますので。

私の担当は二つの分野があるんですが、杉並ですから例のアニメの話が書いてあるんですが、アニメ等を核にして産業振興を図っていかれるというのは、これは非常にいいことだと思うんです。そういう新産業と既存の産業とのバランスをどうやっていくのか、将来的な構造について配慮された方がいいのではないかというようなことが総論的なことに、政策9の中に書いています。

それで、施策43の方は、区の対処方針を読んでみると、相談するだけではなくて、場合によっては業態変更等もダイナミックにというような対策が必要ではないかということなので、私は特に異存はございません。

気になったのは、49ページに書いてあるんですが、アニメのフェスティバルとかミュージアム関係なんですが、私はそれはそれでいいと思うんですが、セミナー参加者数とか就労相談利用件数が下回っているということと、アニメの単位コストが非常に高いので、それは来場者負担が無料ですからしょうがないところがあるんですが、そこをどうするか、少しお考えになったらどうかということを書いてあります。

NPO関係等の区民評価については、特に異論はないんですが、一番重要なことは、もっと参加をしていただく必要があるということで、参加したかどうかということをおられるんですが、もっと参加をするような仕掛けを考えていった方がいいのではないかといいことですね。

区政経営は61ページからなんですが、これは五つ星で頑張っておられて、まあまあ、そこそこ、いいと思います。ただ、サービス向上、24時間化ということは非常にいいことなんですが、区民も少し応分の負担をしていただくということも重要ではないかということが、政策全体について書いてあるということです。

施策75ですが、減税自治体構想等、これは非常に意義があると思いますが、指標等について、少し見直されたらどうかということです。

施策76の「財政の健全化と財政基盤の強化」。委員の方はご案内かと思うんですが、杉並の協働化率という中にはいろいろな要素が入っています。要するに、民間委託等を進めれば、自動的に協働化の率が上がるというのが今の定義ですので、本来の意味の区民との協働という、補助的な指標なり目標というのもあった方がいいのではないかといいことですね。あるいは、区職員の自主的な取り組みとか、NPOなどからの改善方策の取り組みといったことも考慮されたいかがと。そういう要素も含めたらどうかということですね。

施策77は、24時間化、コールセンターの話等々、いいと思うんですが、何か、区の所管の対処方針の中には書いてあるんですが、そういうことは私の見た中にはなかったんですが、実際は、一次対応完結率とか、コールセンターで質の確保の場合を委託契約書の中で書いておられるということなんですが、それが指標の中になかったので、そういう質を表に出したらどうですかということをお願いしたんです。逆に言うと、それが締結されていればその結果どうなっていたかというのが逆に聞きたいところですが、そういうことであれば

結構ではないかということです。

最後に、区民アンケートのことですが、必要なことは区政満足度が低いものもあるので、その原因を分析することが重要ではないかと。それと、アンケートの中では、ひたすら職員数の削減等が強調されていると思うんですが、トータルなサービスの質の向上とコストの関係がわかるような感じでアンケートを聞かれた方が、より良いのではないかとということで、そこら辺をお書きいただいているというところです。

事務局から補足説明等がございましたら、お願いいたします。

行政改革担当副参事 では、私の方から幾つかかいつまんでという形でお答えさせていただきたいと思います。

まず、区政経営分野の政策20の「創造的で開かれた自治体経営」。ここで会長の方から、評価表の記入方法などについての評価で、「職員数の削減以外に行政コストに着目した総合的な指標が望まれ」というご指摘をいただいているところでございますが、これにつきましては、この政策にぶら下がっている施策の財政の健全化と財政基盤の強化というところでは、経常収支率、自主財源比率、区債残高を指標として挙げております。また、この施策20の評価の中でも、職員数の1,000人削減のほか、経常収支比率や区債残高にも触れておまして、職員の削減をやることによって、財政の弾力性を図る指標である経常収支比率が下がってきている。さらに、その職員削減による行革の効果を使って、借金である区債残高も減らしてきているということ、一応書いているつもりではあるんですが、さらにその上位の総合的な行政コストに着目した指標ということだとすると、現時点では、なかなか、ぱっと思い浮かぶものがございませんので、今後の研究課題とさせていただきたいなというところでございます。

それから、次の施策75の、やはり同じく記入方法についての評価で、「貢献度をどのように合理的に測定するかの検討が必要」というご指摘をいただいております。この点についてはごもっともだというふうに思っておりまして、これを合理的というのを数値化して、何か定量的に判断するメルクマールをつくるとなると、なかなか難しい話だなというふうに思っております。ただ、今は貢献度大の集計の仕方というのが、もともと事務事業評価表で事務事業所管課が施策に対する貢献度大としたものを、そのまま横引きで、施策評価表で転記して、この指標に使っているということがございますので、この点については少し検討して、少なくとも施策担当課の目を、フィルターを通してもう一度判断するということはあるのかなというふうには思っております。

それから、施策76、77については、基本的には対処方針に書かせていただいているとおりでございます。

それから、最後の区民アンケートのところで、対処方針への評価ということで、職員数の削減は手段であって、人件費が単に委託費に振り替わっていないかという視点が必要だと。この点も非常にごもつともな点でございまして、区といたしましては、民間化に当たっての指針を設けておりまして、サービスの質が向上し、量が拡大するか、少なくとも現状維持で、その前提で、より効率化が図られるものについて民間化をして職員を削減する、あるいは、非常勤化して職員を削減するということを、個々の事業に着目してやっておりますので、当然、民間化に伴う職員の削減に伴って、新たに委託経費が発生したり、非常勤の人件費が発生はしておりますけれども、少なくともそれは6割、7割ということで、ここで行革の効果としては十分に効果を生み出しているということはございます。ただ、確かにこのアンケートの中では、そういうことが総体として見受けられないというのはありますので、その辺も含めて言及をした上で区民の方にご評価をいただくというのは、今後検討の必要があるかなというふうには感じております。

以上でございます。

会長 総合的な指標についてですが、今おっしゃったような財政指標があることは知っていますが、その指標が複数あり、しかも財政指標の定義自身はかなり専門的な知識が必要なわけです。区民にとっては特定の数値の変動によって、区の財政がよくなったかどうかがわかるような、財政状況を一つにまとめたような指標がないとわかりにくいのではないかとということだったんです。誤解があるので補足して追加します。

それと、貢献度は、それぞれの事業について貢献度大としたものを集計しているということなんですが、これは対処方針でお書きになっているのでいいと思います。

産業振興の基盤整備の施策の外部評価で、施策を構成する事務事業についての意見に空白が一つあるんですが、特にないということでもいいと思います。

ということで、私のところも含めて若干の微調整をさせていただいて、区議会とか区民の方がご覧になって、理解に苦しむようなことがない状態に少し修正して、その結果をまた委員の方にお示しをして、最終的な報告書にまとめたいというふうに思いますので、よろしく願います。ありがとうございました。

それでは、次に、財団等経営評価に入ります。72ページからですか。杉並区勤労者福祉協会。要するに、勤労者福祉協会に入っておられるんですが、そのサービスを受けている

人と受けていない人がいるのではないかと。結果的に、サービスを受けている人は得なんです、受けていない人と受益者負担の公平感が図れているかどうかというようなことも評価された方がいいのではないかと。とりわけ、受益者負担の割合等をどうするかということですね。事業収入と会費収入の割合がどのようになっているかについて、そこが重要ではないか。受益者負担を少なくすれば、サービスが増えるというのは当然なことでもありますので、そこを考えたかどうかと。

それと、一般勤労者事業と会員事業に分けた分析が必要ではないかということでもありました。それに対して、所管の対処方針。一つずつ切っていくと、サービス単位に受益者の負担のレートは多分違うだろうから、一定の基準を設けてやった方がいいんじゃないでしょうかということですね。それには、サービスごとに原価計算をしていかないとわからないので、実際は、ある事業については、非常に得といたしますか、会員にとって得なものとして不利なものがあるのではないかとということですね、一番言いたかったことは、そういうふうに対等になっているかどうかとは、なかなか読みにくいところもありますが。

事務局から何かありますか。

行政改革担当副参事 確かに、ちょっと、説明が込み入っていて、わかりにくいところがあると思ひまして。

会長 わかりにくいですね。

行政改革担当副参事 ただ、一つ一つ読み解いていくと、一応、ご指摘に対する回答にはなっているかなというふうには思っておりますが。若干、わかりにくいところがあるかと思ひます。

会長 はい。ということですね。それで、私はこれで異存はございません。

では、委員ですか。

委員 はい。私が指摘したのは73ページの中段にあります、全体的な定性評価の数字などからすると、経営状態は良くなっていると見て取れますが、中身を見ますと、実施計画を作ってそれを実施しているという、いわばアウトプットレベルで一応進んでいるから、全体として良いということですね。それがどれだけの効果が出てくるかは来年以降の評価に委ねざるを得ないのですが、今のまま、アウトプットレベルではうまくいっているから全体として良いというのは、楽観的過ぎるかなという印象があります。

2点目としては、特に、こういう歴史的に行政の中にあつた事業をやらせてもらっていた財団ですと、20年度に個別外部監査をやつた中で、本部人件費に、事実上、内部からの補

助がある、そういう人件費が委託や何やらに使われているのは、アドバンテージじゃないかという指摘が既に取り上げて、その辺が、今の評価の中で、過去から引き継いでいるいわば資産というか、そういうものを貰っているんだというところを踏まえて、今の状況は結構有利な条件になっているということに注意しなくちゃいけないということですね。

3点目は、介護事業から撤退したということで、その効果がどのくらい出ているかというのも、これも今の段階ではよくわからないところなんですけども、考えられるのは、損益分岐点が下がって余剰が増加するかどうかを今後見きわめたい、一番気になったところですね。

ですから、全体としては非常にいいんですが、これからその本当の効果が出て来るんじゃないかという印象ですね。

会長 はい。対処方針は特にご意見はありますか。

委員 いや、これについては、特にありません。

会長 ないですか。事務局から何か。

行政改革担当副参事 特にございませぬ。

会長 ないですか。

それでは、続いて、杉並区文化協会は、これは 委員ですか。

委員 はい。経営状況に対する評価のところ、1点目に挙げさせていただいているのが自己収入の増ですね。収入比率をさらに上げる必要があるのではないかとということと、補助金に頼らず、自己収入を上げていく方法でさらに検討していただきたいということと、コスト削減の観点で、総事業費と総管理費が増加しているということで業務を改善すること、要するに人を減らすとかではなくて業務自体を改善することで、本質的なところでの削減ということを図っていったらどうかといったことです。

最後のところは、こちらは直営型から支援型に移行するということですので、この辺のところは区民の皆さんのニーズに要らない支援をしても仕方がないので、どういうニーズ、どういう支援が求められているのかというのをしっかり把握した上で、スピード感を持って取り組まれないということで、コメントさせていただいております。

評価表の記入方法のところ、書かせていただいているのですが、財務状況については、特別会計と一般会計がごちゃごちゃなんですね。何かわざとやっているのかなというふうに見られてしまうのもったいないので、この辺はしっかり分けて、経営状況がしっかりわかるような形で提示をされた方がいいのではないかとというふうに思います。

対処方針なんですけど、「『杉並区文化・芸術振興に関する懇談会』の検討内容を見ながら」という、懇談会の位置づけって何でしたっけ。資料を読んだのかどうかちょっと思い出せないんですけど、何でしたでしょうか。

行政改革担当副参事 これは、先生にご覧いただいた資料の中にはなかったかと思いません。

委員 ですよ。

行政改革担当副参事 ええ。外部委員による、今後の区の文化施策のあり方についての検討会で、この1月とか2月位に、一定の方向性が出るということになっていたと思うので、検討課題にもなっているので、その結果を見て、区としてもそれを参考にしながら決めていきたいということだと思いますが。

委員 これは、別途、区の中で、こういった文化・芸術振興に関する懇談会というのを設置されていて、この文化協会だけじゃなくて、全部にかかわる、文化芸術に関して方向性をしっかり検討していこうということですか。

行政改革担当副参事 おっしゃるとおりです。

委員 わかりました。

会長 確かに定性評価のAの評価はわかりそうでわからないんですね。というのは、80点以上がAだとわかるんですけど、項目によっては88点とかいうものもあるんです。

委員 あと、コメントと合っていないんですね。

会長 そうです。そこは僕も気にはなっていたんですけど。三角で90点ならわかるんですけど88というのはちょっと、技術的に改善をお願いします。

行政改革担当副参事 あと、会長、すみません。今の委員のご指摘のところなんですけれども、これは先生に確認なんですけど、「評価表記入方法などの評価」のところなんですけど、下から二つ目のポチで、若干、事務局の方で言葉を補足させていただいたんですけど、このような趣旨でご指摘はよかったかということの確認ですが、「文化協会登録会員数は成果指標ではないか」。つまり、活動指標にこの会員数というのが載っているんですね。それが先生の方で、活動指標じゃなくて成果指標ではないんですかというご指摘でよかったのか。その上で、成果指標のというのが、会員数の伸び率というのを成果指標にしているんですけど、これを成果指標にすることの意図がよくわかりませんという、このような趣旨のご指摘だという理解でよろしいでしょうか。

委員 すみません。って、最初、私は何と書いていたんですか。

行政改革担当副参事 が「文化協会登録会員数は成果指標」で、体言どめでとまっていたんですね。とまっていたので、事務局の方で憶測して、今、成果指標になっていないくて、事実関係としては活動指標になっているので、先生の方で、これは活動指標ではなくて成果指標なんじゃないですかという、こういうご指摘でよろしかったんでしょうか。

委員 はい。この成果指標の の設定は、結局何か、答えをいただいていたっけ。

行政改革担当副参事 は、今、活動指標を会員指標としている関係で、成果指標を、その伸び率を使い分けているんですね。会員数、実数を活動指標に、伸び率を成果指標にしているので、先生の方で、それが成果指標になっている意図がわからないというような、多分ご指摘なのかなと思って。実は、ちょっと、その意図がはっきりわからなかったということもあって、ここの部分だけ対処方針という回答がないんですね。

委員 はい。なるほど。

行政改革担当副参事 ええ。もしそのようなご趣旨だとすると、文化協会の方としては確かにご指摘はごもっともだということで、今後、会員数の方を成果指標にしていきたいという考えはあるようなんですが。これについて、実は、交流協会も、もともと文化交流協会ということで、たもとと一緒にしてしまして、同じ形になっていますので、連動して、交流協会の方もそのように改めるということで、そういうご指摘であれば、そのように対処方針の方にも書かせていただきたいと思うんですが。

委員 はい。詳しい個別のものを見ていないので。評価表はどこにありましたっけ。何ページでしたっけ。

行政改革担当副参事 財団等経営評価の92ページです。活動支援の が文化協会登録会員数で、 がその伸び率として成果指標になっていますね。これが先生の方で会員数は活動指標じゃなくて、成果指標にしたらいんじゃないの、そのかわり、伸び率なんていうのは余りとっても意味がないからということで、意図不明というご指摘なのかなというふうに憶測したんですけど。

委員 そうですね。こちらの登録会員、要するに増やせばいい、実数の方がいいということですね。

行政改革担当副参事 はい。わかりました。

委員 どれだけの方が登録してくださっているのかというところの方を見るべきで、別に、10%増とか、そういうものを目指している何か施策、活動があるのであればいいんですけど、それがいい中で伸び率を見ても、仕方がないのではないかとということです。

最も事業寄りの成果ですけど、ほとんど活動指標といってもいいくらいのものであるんですが、実際の、本当の意味での活動指標ではないんじゃないかということですね。

会長 登録会員には資格か何かが必要なんですか。特に、登録するには要件を満たさないといけないとかいうことはないんですか。こういう活動なり、こういう組織なり、こういう体制でないといけないというのであれば、委員がおっしゃるように、それは一つのマージナルではあるけど、成果だと思っただけですね。そういうのが育ってきて、それで登録していると。役所で言う登録というのは、結構、一定の要件を満たした場合に登録を受理するというのが多いものですから、そういうのであれば、まさしく委員がおっしゃるとおりで。何にも形態はなく適当に自分で名前を書いたら、それも登録と言われると、そういう指標は少し問題はないとは言えないところでもありますけど。多分、次の案件の交流協会にも会員が関係することだと思いますけどね。逆に、交流協会は会員が減っているんですね。

委員 今回、急に。

会長 ねえ。えらく減っていますよね。だから、その問題もあるので。多分、会員の認定というのがそれぞれ違うんでしょうね。

次、委員、交流協会をお願いします。

委員 交流協会ですけれども、経営状況に対する評価としては、職員を減員しつつも、企画運営委員やボランティアの活用により、事業規模が縮小せず、管理費が前年比約45%削減されています。ただ、補助金収入は、依然、高い状況で82%となっています。区本体でも、国内外の友好都市の交流をされていますし、民間においてもこういう交流というものを図られておりますので、この交流協会が存続するためには、利用者が多数であるとか、補助金依存度が低い、そういうことが必要と考えます。現在、サロンの来場者数やお店での売り上げが伸びているということであるので、さらにそれを伸ばしたらいかがであろうかと、そう申し上げたいと思います。

評価表の記入方法についてなんですけれども、平成20年度では、会費未納者を整理したことにより、114名も会員が減少しております。会費納入日や期末までに納入がなければ、当然、会員資格を失うと考えるんですけれども、会員数は事業の成果を図る一つの指標でもありますし、また、会員については特典もあります。こういうことは統一して、透明性を図って、会員間の公平性も図っていただきたい。

また、杉並区財団等経営評価全体に言えることなんですけれども、事業費や管理費、資

産、負債、正味財産等は、合算数値は掲載されているけれども、その内訳は記載されていません。今回のように、未収の会員費用が増えたとしても、その内容がわからないので、そういった問題点が表に出てこないこと。そういうことを避けるためには、計算書類等のありのままの数値を記載することによって、そのようなことはなくなるのではないかと考えます。

会長 区の方はこれでいいんですか。本当に、未納者を整理したから減ったと書いてあるんですね。

委員 はい。

会長 未納が1年間で、もう、そうなるわけですか。大学の学生と一緒にですけど。未納がどれぐらいだと……。

委員 そこまではちょっと、書いていなかったで……。

会長 書いていないですよ。そうですよね。急に、確かに減っていますのでね。でも、未収金に計上もしていないわけですか。

委員 これも内訳がわからないので、わかりません。

会長 わからないんですね。そういう問題は確かにあると思いますよね。

これは答えとしては書いていないですけど、そういうことなんですかね。所管の対処方針が何も書いていないので。それぞれ要因があると書いていますが、要因は書いていないんですかね。

政策経営部長 よろしいですか。多分、この交流協会の場合には、いわゆる国際交流を主体としてやっていますので、日本語教師ですとか、外国人の方なんか、最初に入って会費を払っているんですが、そのうち会費を払わなくなって、ただ、どうしても、そういった協会とのつながりは残しておきたいというニーズがあって、こういった状態が出てきているというふうに推察されているんですが。しかしながら、そういった意味では、やはりどこかで区切りを持っておかなければいけないので、こういった整理をしたと思います。

会長 なるほど。だから、実態はそんなに変わっていないんだけど、整理されたということですね。

政策経営部長 ええ。それと、あと一つ、つけ加えて申し上げれば、先ほどの文化協会は、文化協会も会員事業みたいなものもございますけど、これはどちらかというと、日本フィルが杉並区と提携しておりますので、コンサート事業が中心なんですけど、今後は公会堂でも事業をやったり、座・高円寺でもやっていますので、先ほど 委員がおっしゃる

ように、支援の方に移っていこうというのが流れだと思うんです。かなり以前は、文化協会にしても交流協会にしても、会員によって支えていくという事業を主体としてイメージしていたんですが、この間の環境の変化の中で、会員制度そのものがなかなか難しい状況になっているというのがあるのかなと思います。

委員 すみません。よろしいですか。

会長 どうぞ。

委員 ということは、会員を伸ばすことを目指しているわけではないということですか。

行政改革担当副参事 ただ、例えば、文化協会と言えば、まず入会金を払う。それによって、会員になると、チケットの優先予約ができるとか、あるいは、チケットの1割の値引きがあるとかというメリットがあるわけですね。一方で、協会にとってみれば、会員という、ある意味、基盤というか土台があるために、たとえ1割引でもチケットを確実に買ってくれる。確実にまでは言わないですけども、買ってくれる人の層が、下支えする層が増えるので、結果としてそれが収入の増につながって、自主財源の確保につながって、補助率の減につながるという意味では、伸ばすこと自体に意味がなくはないというふうには言えると思うんですね。

ただ、今、部長から申し上げたとおり、そういう事業というのは民間でもかなりやられていますし、公会堂も P F I 事業をやっていますし、座・高円寺も自主事業をやっていますので、今後はそういう直接サービス型から支援型に移行していきましようということに、かじ取りを徐々に始めているということではあります。

委員 そうすると、すみません、文化協会の話になっちゃっているんですけど、会員を伸ばすことで、逆に、座・高円寺ですとか公会堂ですとか、そこでやっている自主事業の、足を引っ張るわけじゃないんですけど、その辺のところはないんでしょうかね。要するに、区として会員を伸ばす方向でいったときに、そのほかのところでは支援型に移行しようと思っている座・高円寺等々の方にマイナスになることはないんですか。それとも、要するに、両方がよくなれば……。

政策経営部長 多分、今、事業の中では、座・高円寺でやっている演劇、それから、公会堂もいろんな自主事業を始めておりますが、それとなるべくかぶらないような形では出てきています。この杉並区文化・芸術振興に関する懇談会が、答申を出そうとしていますけど、そこがそういったかじ取りを今しようかなというところから出てくると思います。

委員 でも、そうだとすると、先ほど成果指標といった登録会員数の扱いというのは、

再考された方がいいんじゃないかと思います。

会長 それが成果指標かということなんですかね。

委員 成果指標なのか。目指すべき成果なのかということですね。

会長 もしそれであれば、そこは少し、委員も修正していただいて。

行政管理担当部長 今回の文化協会の目的からすれば、成果指標にしてもいいわけですけど、こういった文化協会のあり方が全体の文化施策の中でいいかどうかということ、今、かじ取りをしていると、そういう意味ですから。当面の文化協会の目的としては、要するにいい文化を、広く、多くの区民の方に提供するということの目的としては、それはそれなりに成り立つのかなとは思いますがね。

会長 だから、これは財団評価としてやるのか、政策評価としてやるのかということですね。

行政管理担当部長 そうですね。

委員 それでは、この前に、現行の協会の取り組みとしてみれば、文化協会登録会員数は成果指標ではないかというふうにしてください。

会長 そうですね。そういうことで、ちょっと時間が迫っていますので、杉並師範館。

委員 経営状況に対する評価のところだけ記入しましたがけれども、人件費と経常支出人件費の比率というのは、塾生が大分減って、それに伴って教官の数が減ったので、減少しているということが、三次評価、内部評価のところにも書いてありますけど、経営状態全般につきましては、やはり補助金に依存度が非常に高く、何か教材と書籍なんかをつくって出版するというので、何とかその体質から脱却できないかということが目指されているようではありますけれども、やはり卒塾生一人当たりの養成に150万円かかっているということで、この経費がかなり膨らんできているということがございまして、所管課の認識としては、この事業の性質上、受益者負担を求めるとするのは余りなじまないというふうにお考えのようですが、その理由がそもそもわかりませんで、受益者負担のあり方をもう少し見直して、よりそれを徹底していくべきではないかというのが私の考えです。杉並区立小学校の教員を養成するためのところとして、ここの卒塾生はかなりの確率で採用されるわけですね。そういう意味では受益があるわけとして、受益者負担の考え方がなじまないというのが、ちょっと疑問だということです。

それから、これは難しいところかもしれませんが、本事業の目的が地域に根差した人間力豊かな教師の育成というところにあるということなんですから、指標は目的

達成度をはかる代替指標として、とりあえず置いているということなんですけれども、今後、これまでの成果を踏まえて、この指標については見直していく、そういう認識が示されているという点は評価できるかと思います。が、そもそも地域に根差した人間力豊かな教師って何なのか、それが求められる資質、要素って何なのかということがわからない限り、成果指標の設定のしようもないわけですから、やはりその点を、難しいかもしれませんが、明確化していくという作業が必要ではないかということです。

以上です。

会長 はい。

委員 また、対処方針の方は、受益者負担についても考えていくということ、それから、成果指標についても今後検討していくということですので、現時点としてはよろしいかなと思います。

会長 はい。特に、事務局で補足されることはありますか。いいですか。

行政改革担当副参事 はい。

会長 それでは、その次に、もう一つ主要な議題がありまして、外部監査テーマを3項目ほど区長の方に候補を推薦する必要があります。それで、事務局にそれぞれの委員の方からご推薦いただいたものに、私と事務局で少し追加させていただいて、合計11ぐらいを候補として挙げております。そこで、外部監査は結果的に、今の制度上は公認会計士あるいは監査法人の方にお願いするというのが標準的な形態になっておりますので、制度上、できるものとできにくいものがあるということですね。

それと、もう一つ、外部監査テーマとして審査する場合に、区の行政範囲かどうか、区の行政で十二分に反映できるかどうかという点がございまして、そういった点で非常に重要なテーマであったとしても、区の監査になじむものとなじまないものが実はあるわけです。例えば、テーマの3と5は内容的には非常にいいと思うんですが、ちょっとなじみにくいのでは。道路も区道であればいけると思うんですが。

それと、裏でいきますと、会計監査人がやるという点からいくと、7あたりも本当はやってほしいんですが、監査体制上、少し難しいというようなことが何か事務的にはあるように聞いております。それと、もう少し踏み込んで言いますと、公園の維持管理とか4番目の有効利用、例えば指定管理者制度等、あるいは、民間活力の方で本来の成果が上がっているかどうかとか、そういうことにまとめてみれば、2とか4あたりが一つのグループになるかなという気がしますね。それと、6の学童クラブはこれに類する保育所等事業は既

に外部監査として一度やっているということと、ちょっと微妙な問題があるということですね。したがって、今、形式的に要件を満たしているのが、2、4、10ぐらいを1本にするということですね。それと、8、9、11ぐらいがあるんですが、そうすると、4案になるので、優先順位をつけなきゃいけない。ITの話は僕もずっと言い続けて、情報システムの問題をやっているんですが、何か、某監査法人がシステム監査をずっとされているらしいんです。したがって、重なってしまうので、そういう3案でどうかというのが私の会長としての案なんですが、いかがでございましょうか。

委員は、若干ご不満が。

委員 いやいや。

会長 大丈夫ですか。順位は、ちょっと相談させていただいていいですかな。

行政管理担当部長 会長、すみません。確認ですけど、2って、テーマは公園の維持管理。

会長 公園を入れるかどうかは別ですよ。だから、大きく言えば、施設の民間活力を利用した新しい管理体制の効率性なり有効性を検証してみるということですね。その中に公園も入るかもしれませんが、別に公園は明示しなくてもいいんじゃないですか。ただ、公園も、一部、今、民間提案の方で動いているので、それを検証するのはまだ早いというのでは、当然、公園は除くということになります。ただ、姿勢としては、要するに、民間活力を利用したような施設の維持管理の効率性。本当に効率的になっているかどうか。その中には指定管理者も入ると、場合によっては。ということなんですが、それではまだ抽象的ですか。もっと限定した方がいいですか。

行政管理担当部長 そうすると、具体的にどこをやるかというのがなかなか。

会長 それは去年も区の方で検討されたじゃないですか。道路とか入っていたけど、結局、施設の建物だけになったと思いますよね。

行政管理担当部長 ええ。

会長 だから、今回も、例えば、芸術関連施設の利用状況等というよりも、PFIとか指定管理者が本当に機能しているかどうかということを含めて、芸術関連以外のところでもできるのであれば、やってみたらどうでしょうかということですね。例えば、指定管理者制度なんて、芸術関連以外にも、スポーツセンターとかもされているわけですよね。ですから、最終的には芸術関連に絞るというのもそうですけど、ただ、座・高円寺とか今動き出したものは、まだ、今やっても、なかなか。

行政管理担当部長 率直に言いますと、公会堂の P F I 事業は、監査といっても、なかなか、難しいという。

会長 難しいけども、やる価値はあると思いますけどね。だって、もともと計画があるじゃないですか。要するに、業者の提案による維持管理コストはこれくらいにしますとか言っているわけでしょう。

行政管理担当部長 ええ。

会長 それがプロポーザルであって、それで審査もされて、たしか通っているわけですから、本当にオペレーションが安くなっているとか、それは業者のマル秘だから出せないというのであれば、サービス内容がよくなっているかというのはあるんじゃないですか。あるいは、今の現行体制の契約を見直すということだってあり得るわけなので、監査人がそこを見ていただくとか。あるいは、異常時のトラブルが起こった場合の対策等のリスクの問題、負担の問題とか。

行政管理担当部長 ええ。あそこは、公会堂の場合は、B O T でオペレートも 30 年間やって。

会長 ですよ。ですからこそ、やったらと。

行政管理担当部長 基本的には、そういうモニタリングの評価制度というのは、その P F I の中にありますので、そういう意味で。

会長 いや、ですから、そのシステム自身は多分見直し条項がどこかにあると思いますから、別にモニタリングをやっているからしなくていいという問題ではないと思いますけど。

行政管理担当部長 仮にそうだとすると、じゃあ、高円寺の方はスタートしたばかりで、なかなか、成果として見るのは難しいかなと。

会長 向こうは無理だと思いますよ。ただ、P F I はモニタリングをやっているんだからいいというのは、それは安易だと思うんですね。だからこそ、逆に問題があるかもしれない。だって、実際、どこかの市役所の病院のは訴訟にもなって、P F I が問題になっているわけですから。それだって、同じじゃないですか。

行政管理担当部長 わかりました。

会長 ですから、それは、別に、この名前を挙げているわけじゃないですよ。だから、それは区の方でやれる範囲の施設に限定されたいんじゃないでしょうかということで、昨年度も確かそうだったと思うんですね。

行政管理担当部長 確認で、2と4と10を、まず一つの括り、一つのグループで。

会長 うん。大括りとした概念で。

行政管理担当部長 それと、聞き漏らしたんですけど、2番目は何でしたっけ。

会長 公園。公園の維持管理。

委員 8、9。

行政管理担当部長 8と9ですか。

会長 あとは8と9ですよ。だから、10は、2と4と10をまとめて一つです。

行政管理担当部長 指定管理者制度と。

会長 はい。

委員 11は、別にシステム監査をしているようであるからという。

会長 いるのでやめると。

行政管理担当部長 それで、8、9が一つ。

会長 そういうことです。それで3案です。それで三つですね。言っている意味がわかりますか。

行政管理担当部長 わかります。

会長 三つを推薦しないといけないんですよね。

行政管理担当部長 1と6がないということですか。

会長 ないです。見ているのが違うのかな。資料2ですよ。

行政改革担当副参事 もう一度確認ですけど、1の道路の維持管理と6の学童クラブの運営は落とすと。

会長 3もないです。5もないです。7もなくて、11もないというふうに申し上げたと思いますが。そういうことで、各委員のご了解を得たと思うんですが。

行政改革担当副参事 「ない」というのは、そぐわないという意味の「ない」という。

会長 そうです。不適合だろうということはどうでしょうかということなんですが。ですから、「ない」というのは、5番は推薦しないということですよ。

行政管理担当部長 わかりました。

会長 道路もしないということですね。ただ、公園とかそういう名前を入れなければいいんじゃないですか。だから、2と4と10をあわせた場合の表現の仕方については、民間活力を利用した施設の運用管理等の効率性が図られているかどうかを検証するということじゃないんですか。

委員 ただ、ちょっと広過ぎて、受ける方は困っちゃうんじゃないですかね。

会長 それはもう少し検討すると。それをどうした方がいいんですか。

委員 P F I 事業を。

会長 だけ。

委員 あるいは、P F I だけじゃ対象が狭過ぎるというのなら、P F I と指定管理ぐらいは一緒にしてもいいけども、指定管理だったら、ある程度イメージはわかりますよね。それだけ数があるから。指定管理をもう一回見直してみましようというのはね。その延長上に、P F I も一緒だからというのはあるけれども、その二つ以外の、例えば、ここで言っている公園の維持管理は、むしろ道路の維持管理と同じような感じで提案されているから、一緒にはならないのじゃないですかね。。

会長 いや、だから、公園そのものはやれないと思いますよ、民間提案のものが今走っているから。

委員 キーワードは民間活力というところですね。

会長 うん。だから、指定管理者に限定すれば、指定管理者でもいいですけども。

委員 公園に関しても、民間活力がここで入れられているものであれば、対象にしてもいいのではないかという。

会長 P F I はやらない方がよい、あるいは、やるのが嫌だというのであれば、指定管理者。指定管理者でも、スポーツ施設以外にもいろいろあるわけですよ。指定管理者でどれくらいあるんですかね。

行政改革担当副参事 施設管理者は、施設数でいくと、21施設あります。

会長 じゃあ、ちょうどいいのか。

行政改革担当副参事 ですから、指定管理者は、もし推薦をいただくこちらでまた委員の皆さんと調整する過程の中では、指定管理者と言ってしまうと、21は広過ぎるので、限られた期間とお金でやりますので、指定管理者の中で、例えば文化・芸術関連の施設だとかスポーツ関連の施設だとかという形で、性格別に少し括って絞り込んでいかないと、なかなか、難しいと。

会長 でも、21ぐらいだったらやれるんじゃないですか。まあ、お金との絡みがあるけど。

行政改革担当副参事 本当に難しいと。

委員 、今、一番関心があるのは、そういう施設サービス、要するに貸し館的なものと、

そうでなくて、建物は、従属的な、つまり、図書館だとか芸術施設みたいな、むしろ施設は従である、主としてどんなサービスをやるかというものと、この二つの指定管理が一番関心があると思うんですね。その二つの代表例を意識しながら監査して、どういうふうに指定管理として、うまくいっているもののタイプと、うまくいっていないタイプを類型分けするのは大いに意味があるような気がする。

会長 それをするには、やっぱりたくさん見ないとわからないんじゃないですか。

委員 まあ、それは。

会長 結果的に絞り込んで、二つだけ見て。

委員 そうなんです、施設系は大体似たようなものだと思うんですね。だから、サービス系ですよ、いろいろ問題があるのは。

会長 サービス供給ね。じゃあ、任せましょう。やりやすいように。

じゃあ、8、9、10でいいですか。ということですね。私はPFIはやりたいと思うんですけども。いろいろご意見がありますので、表現等は修正して、8、9、10と。指定管理者については、監査人等ができる範囲で、21カ所が多ければ、それを限定してやっていただくということですか、タイプごとにね。そういうことでよろしいですか。時間も少し延びましたので。

はい。じゃあ、そういうことで、順位づけ等はご一任ください。

それでは、その他。よろしいですか、今後の。

行政改革担当副参事 大分、時間も押してしまいましたが、もう一度、冒頭にも申し上げましたけど、今後のスケジュールについて確認させていただければと存じます。

冒頭申し上げたとおり、今日の議論を踏まえて、参考資料7としてお配りさせていただいておりますが、外部評価委員の皆さんの総括意見という形で、お手数ですけれども、ご記入していただいて、ご返信を2月26日までにいただければと思います。そのいただいた総括評価表も含めて、今日のご議論の中で若干の修正があったと思いますので、その内容についても会長と調整をさせていただいた上で、できれば3月末までに報告書の内容について確定をさせていきたいと思っております。

一応、今回の外部評価委員の皆さんの任期は3月末ということですので、3月末までにその調整を終わらせたいと思うんですけれども、場合によって、万が一、少し積み残しがあった場合には、その校正の作業だけは4月に入ってもお願いすることがあるかと存じますので、その点をご容赦いただきたいと思います。と存じます。

一応、今後の予定としては以上でございます。

会長 はい。そうですね。任期の関係上、それ以上の議論は、また、新しい体制のもとでご審議いただくということで。

私は大体定刻に終わる人だったんですけど、何で今日は終わらなかったのかというのが気になっておりますが、反省しておりますが、若干時間が超過して申しわけございませんが、これですべての議題は終わりましたので、閉会にしたいと思います。

どうも、長時間ありがとうございました。